

一般質問

町政を問う！

第3日目に一般質問が行われ、5人の議員が町政について質問しました。



藤沼 英之 議員（10ページ）

- ①芳賀町小中学校の学校給食について
- ②芳賀町の体育館利用について



黒崎 浩一 議員（11ページ）

- ①限界集落について
- ②鳥獣被害防止対策について
- ③安全で利便性の高い道路網の整備について



中村 由美子 議員（12ページ）

- ①全天候型子どもの遊び場について
- ②放課後等デイサービスについて



石川 保 議員（13ページ）

- ①太陽光発電が進むと周辺の開発が抑制される可能性について



小林 一男 議員（14ページ）

- ①中学生海外派遣について
- ②町有地の土地利用計画について

**次回の定例会は
11月28日からの予定です。**

※変更される場合があります。

多人数の傍聴の際は事前に事務局へご相談ください。

議会は、はがチャンネルでも放送します。

放送時間

会議当日 午後8時から
再放送 翌日の午後2時から



一般質問とは



一般質問は、定例会において行われ、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要なことから、通告制とされています。

質問時間は、1人につき質問・答弁を含め60分以内とされています。



藤沼英之が問う

①芳賀町小中学校の学校給食について

問 国が小学校給食費無償化を目指していることを踏まえ、町は、今後どのような取り組みのか。

答 教育長 町は、少子化対策と子育て世代の負担軽減策としての給食費補助金と、学校への給食食材費高騰対策補助金という2つの支援を実施しています。

給食費無償化は、国において、小学校が令和8年度から、中学校も速やかに実現するとして検討が進められており、現時点で詳細は示されていませんが、県も、市、町と合意できる仕組みを探っていくとしているので、町としては、現在の支援を維持しながら、国や県の検討状況を注視していきたいと考えています。

問 2つの支援策を講じ、給食費の維持に努めている点は評価できる。費用だけでなく、学校ごとの指導計画、地場産食材献立、自校調理による提供など、今後も、基本的には費用も質も維持していくという考えでよいのか。

答 学校教育課長 令和2年度以降給食費は上げておらず、物価上昇分は補助金で担ってきたところで、保護者の負担をなるべく増加させないため、可能な限り現在の物価高騰対策の枠組みを維持していきたいと考えています。

問 現在の対策で、実質半分無償化となっている。小学校に対し、国や県から一定の補助があると考えられる中で、町は、中学校も含め、あらゆる可能性を捨てずに検討する用意はあるのか。

答 町長 中学校の無償化については、国の判断をよく見定めなくてはいけないと考えています。これからの国、県の動きをしっかりと見ながら、町として最終的に判断をしていきたいと考えています。

藤沼 給食費は、近い将来、必ず無償化となる方向だと思うので、芳賀町が先んじて取り組めば、インパクトも大きく、給食費無償化の町として大きくアピールできると考えるので、国や県の取組を確認し、しっかりと取り組んでいただきたい。

②芳賀町の体育館利用について

問 現在、空調設備工事が行われている体育館などについて、今後、利用料金、利用方法、さらに体育施設を利用した、子どもの遊び場づくりなどを検討する予定があるのか。

答 教育長 学校施設は、教育活動と共に、夜間や休日には地域の会合やスポーツ活動などにご利用いただき、第2体育館は、町民の皆様のスポーツ振興やスポーツを通じた地域コミュニティの活性化などを目的として、誰も

が利用しやすい施設として維持管理を進めます。遊び場づくりについては、関係する部署と連携を図りながら検討を進めます。

利用料金は、空調機設置による電気使用料や物価の上昇に伴う施設の維持管理費の増と料金収入のバランスなどを考慮しながら、地域住民の皆様が広く利用できるよう十分に配慮し見直しを進めます。

問 具体的な利用方法や利用料金はどのように考えているのか。

答 生涯学習課長 第2体育館については、令和8年4月から、新たに発生する電気使用料や維持管理費用の一部を利用料として負担していただくことで考えており、料金設定では、近隣の類似施設などを参考に、利用団体の声も伺いながら、町民の皆様が利用しやすい設定とよう進めたいと考えています。町スポーツ協会、スポーツ少年団、部活動の利用については、一定のルールの上で、引き続き無料で利用いただけるように進めたいと考えています。また、今年度中は試験運転期間として、無料で利用いただく考えです。

問 子どもの遊び場づくりについて、これまで要望はあったのか、また、今後、どのような考えがあるのか。

答 子育て支援課長 第3期芳賀町子ども・子育て支援事業計画の策定の際に実施したアンケート調査で、意見を複数いただいています。

遊び場づくりは、県内外の市町で取り組まれており、季節や天候に左右されず、子育て世帯にとって利便性は高いと考えています。

問 現在ある施設を活用するために、安全性や利便性を高める整備を行う考えはあるのか。

答 子育て支援課長 屋内遊び場は、役場北側、非農用地計画区域への整備を検討しているところですが、整備着手は令和11年度以降になる見込みのため、それまでは、既存施設の調査や関係各課との調整、協議を行い、十分に検討していきたいと考えています。

問 遊び場づくりについて、町として、しっかり取り組む考えだと理解してよいのか。

答 町長 一つの大きな課題だと考えています。いろいろな方策をもちろ検討し、どんなことができるか、これから計画の段階、予算の段階で詰めていければと思っています。

黒崎浩一が問う

①限界集落について



問 町に、限界集落の規定に該当するような集落機能の低下が見られる行政区は存在するのか。また、今後の見込み、対応策はどのように考えているのか。

答 町長 町内で限界集落の定義に当てはまる地域は存在しないと考えています。行政区単位で、人口の割合だけで見た場合、65歳以上の方の行政区内人口に占める割合が50%以上になっている行政区は、令和7年7月現在で23行政区が該当します。

町は、空き家バンク事業、定住促進事業、移住促進事業などの補助を行い、行政区・自治会活動へつなげる支援を実施しているところです。

問 集落内人口が減少することで、地域内コミュニティ機能が低下する行政区が出てくる。戸数が少ない行政区では、集落そのものが消滅してしまうという危機に直面することも想定される。町として、どのような対策や支援ができるか。

答 企画課長 行政区内人口が減少し、集落の維持が困難になってしまうような危機的な状況が直ちに発生しないように、住民の皆様、自治会の皆様との話し合い、情報収集を行って、状況を確認し、課題解決に向けた各種支援を展開していければと考えています。

問 限界集落とならない取組をいかに複合的にかつ効果的に行うかが重要と思われるが、いかがか。

答 町長 町でできるものは町でもしっかりとやっていきたいと思っています。そこに住む住民の方、行政区の方、自治会の皆様方などいろいろな相談させていただきながら、変化していく状況に今後に対応していければと考えています。

②鳥獣被害防止対策について

問 町は、令和6年度に鳥獣被害防止計画を定め、対策に取り組むとしているが、被害発生状況と対応、また、令和5年度で終了した、町の里山整備事業の今後の取組方針について伺う。

答 町長 芳賀町鳥獣被害防止計画については、令和7年3月に見直し、令和7年度から令和9年度までの3カ年を計画期間とする新たな計画を策定しています。

被害への対応については、栃木県猟友会芳賀支部との委託契約に基づき、カルガモ、カラスなどは、

銃器による町内一斉駆除を、イノシシは、くくりわなや檻わなの設置と見回りを実施しています。ハクビシンやアライグマなどへの対応は、箱わなの無償貸出しを実施しています。令和7年度からは、町の捕獲許可を受けて、自ら有害鳥獣を捕獲し処分まで行った方に対し、1頭当たり2,000円を交付する有害鳥獣捕獲報償金制度を開始しました。

今後の里山整備事業の取組については、地域の皆様のご協力と活動団体との連携を図り、里山林整備事業を再導入することで、里山の維持保全、里山周辺の安全性向上、鳥獣被害の抑制に努めてまいります。

③安全で利便性の高い道路網の整備について

問 人口密度の低い集落道路や市町境の集落道路の整備が遅れていると思われるが、どう考えているか。

答 町長 道路は、移動を支える基盤であると同時に、地域の暮らし、産業、観光、災害対策を総合的に支える多機能な公共財産です。今後とも地域の皆様の声を丁寧に傾聴し、連携を密にして継続的な道路網の改善に努めてまいります。

問 道路整備の満足度は、単なる舗装率では判断できない。経年により舗装が劣化、破損している箇所や、狭小ですれ違いが困難な道路も見受けられる。安全性や利便性において、市街地や幹線道路沿いと格差、行政区間の格差も生じており、その是正が必要と考えるが、いかがか。

答 建設課長 集落道路は地域により様々な課題を抱えていると思います。自治会や地区座談会などからいただくご意見を総合的に判断して、それぞれの状況に応じて路肩の確保や待避帯の設置、交通安全施設の整備など、効果的な手法を考えていきます。

黒崎 集落道路は、住民にとって最も身近な道路で、住民の生活に直結する大切な道路である。集落の要望を行政としてよく把握し、きめ細かな対応をしていただきたい。



中村由美子が問う

①全天候型子どもの遊び場の設置について

問 近年猛暑が続いているが、天候に左右されず、安心して子ども達が遊べる場所を望む声を多く聞く。全国的に全天候型遊び場の整備に力を入れている自治体が増える中、町として子育て世代の声をどこまで把握し、必要性についての考えと方向性は。

答 町長 町では、第3期芳賀町子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、未就学児の保護者と、無作為に抽出した小学生の保護者を対象にアンケートを実施しました。町に期待することでは、60%が「子どもと遊んだり一緒に過ごせる場所の充実」と回答。自由意見として、226件中11%が「屋内遊び場の充実」に関するものでした。子育てしやすい環境・子育て支援のさらなる充実のため、屋内遊び場の整備は必要であると考えています。方向性として、役場北側非農用地計画区域に屋内遊び場を設置するよう検討しているところです。着手までの期間については、既存の町有施設を活用した設置などについて、子ども子育て会議に諮り、今年度策定予定の『芳賀町子ども計画』に位置づけて進めていきます。

問 全国的に見ると、商業用地や道の駅、体育館、図書館など併設の複合施設が多いが、具体的にどのような施設の中に設置する方向で進めていくのか。

答 子育て支援課長 他市町例を見ますと、保健福祉センター、子育て支援施設、道の駅などと併設した複合施設もあり、特性に応じた相乗効果を生んでいます。計画方針を踏まえつつ、先進事例も参考にして利便性の高い施設となるよう考えていきます。

②放課後等デイサービスの必要性について

平成24年に児童福祉法の一部改正により放課後等デイサービスが急激に増えている。障がいのある子どもが放課後や長期休暇などで利用でき、生活能

力向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行うものと位置づけられ、保護者の就労を支え家族をサポートする役割も担っている。

問 放課後等デイサービスの利用者数・日数と今後の推移。また、重要性和必要性の考えは。

答 町長 令和7年4月1日現在の利用者数は38名、令和6年度の延べ日数は5,412日です。町内に1カ所共生型事業所があるが、常時高齢者で定員となっており、町外の34事業所を利用しています。対象児童生徒の増加により、利用ニーズが高まっていることから、第7期芳賀町障がい福祉計画においては、令和8年度利用者を42人とし増加を見込んでいます。この事業は、発達障害や学習・生活面で支援が必要な児童生徒に安全な居場所を提供するほか、保護者の負担軽減や就労継続支援につながる不可欠な福祉サービス事業と認識しています。利用対象の人口推移は減少にありますが、利用者は増加傾向にあります。関係機関と連携し、サービスの利用促進に取り組みます。また、今後の状況を鑑み、ニーズが増加しサービス不足が見込まれる場合、より多くの事業所が町内で開設できるよう参入を促すことも検討していきます。

問 保護者には放課後等デイサービスの情報をどのように提供しているか？

答 健康福祉課長 学童保育は、保護者が仕事などで家庭にいない児童を対象に安心して過ごせる場を提供し、支援が必要な児童には、もう一つの選択肢として放課後等デイサービスがあります。一人一人に合った環境を保護者と一緒に見出していく体制をとっています。

中村 さらなる支援充実のため、放課後等デイサービスの事業所が町内にできるよう検討していただきたいと思います。

石川保が問う

①太陽光発電施設(50kw以上)による周辺の開発が抑制される可能性への対策は!



問 宇都宮市と隣接する西部の台地における太陽光発電(50kw以上)の設置に対し制限する対策はあるのか。芳賀工業団地(芳賀台)周辺の西部の台地は工業団地用地や準工業用地として開発にふさわしい地域であり、今後は太陽光発電(50kw以上)の設置を抑制すべきではないか。

答 町長 現在、検討を進めている新たな工業団地につきましても都市計画や農地の状況、埋蔵文化財の有無、周辺住民への影響、事業採算性などを含め候補地を選定してまいりますが、町西部の台地にあります、既存工業団地の周辺も候補の一つとなっています。

しかし、現状は候補地であっても事業者などの財産権を制限することはできません。

問 最近太陽光発電(50kw以上)の設置を進めようとする、有名芸能人を使った広告などが出ている。一旦設置されればその地域は開発の弊害となる。

一日も早く芳賀町都市計画マスタープランの改訂版を作成し、そのような設置がされないよう対策を

答 講じるべきではないか。

都市計画課長 芳賀町の都市計画マスタープランは、栃木県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をふまえ策定するものであり、現計画については令和9年度までとなっています。

問 令和10年度からの都市計画マスタープランの効力では遅いのでは。

答 都市計画課長 令和9年度までに検討しています新たな工業団地の候補地の選定状況や関係機関の協議により、事業化の可能性が出てきた場合には速やかに都市計画マスタープランへの位置づけをしていきたいと考えています。

②一般家庭用太陽光発電+蓄電池設置は更なる支援を!

問 カーボンニュートラルを含め定住対策促進から言っても芳賀町は一層の支援が必要では。

答 町長 今後の取り組みについては、身近な省エネ効果の高いほかの設備性能を視野に入れながら、脱炭素につながる、更なる支援策を検討してまいります。





小林一男が問う

①中学生海外派遣について

問 中学生海外派遣がなくなりイングリッシュキャンプになり久しいが、10代前半の海外体験は後の人生に貴重な体験になると考える。この事業の意義をあらためて検証し、その結果次第で海外派遣を復活させてはいかがか。

答 教育長 中学生海外派遣事業につきましては、外国での異文化体験学習を通じて、学ぶ意欲や実践力を養い、国際感覚を持ち、将来の地域の発展に資する、郷土愛を持った青少年を育成することを目的に、平成7年から平成28年までに計22回にわたって実施してまいりました。

おおむね10日間の日程で、毎回20名程度を募集し、延べ379名の生徒を派遣しました。渡航先は、主にアメリカ合衆国です。なお、本事業は平成29年に中止し、保護者宛通知を発出した経緯がございます。

事業中止の理由ですが、当時、学習指導要領の改訂に伴い、小学校において英語が必修になること、また、中学校においては英語の授業は全て英語で行われるようになるなど、英語教育の転換期を迎えていたことから、小中学生全員を対象に広く実践的な英語力の育成が必要であると判断し、対象者を限定して実施していた海外派遣から、児童生徒全体に効果を及ぼすことのできる事業へと転換しました。

現時点では、日常の英語教育の充実に努めてまいります。

問 ラーケーションという制度があるが当町で導入してみてもいいか。

答 学校教育課長 ラーケーションといいますのは、ラーニングとバケーション、こちらを掛け合わせた造語となっていて、個人的な趣味とか価値観、これによって体験学習を行うということで企業を中心に広がってきたものだと思っています。

学校活動におけるラーケーションとしましては、子どもさんが保護者と共に自ら考えた校外での体

験、探求の学び、こういった活動を行うことができると位置づけられたもので、学校に届出して、許可をもらって実施することで、欠席扱いにはならず、例えば数日間の休みを取ることができるといった制度になっています。学校長とも相談して、導入の可否については検討していきたいと考えています。

②町有地の土地利用計画について

問 ほ場整備事業芳賀町北部第2地区では、受益者負担をなくす意味もあり町が役場北側の農地を買い上げたが、その利用計画の方針とスケジュールについて伺う

答 町長 平成28年度から推進協議会を組織し、地権者の方々のご同意をいただき、令和元年10月に事業認可を受け、令和3年度から面工事に着手して、現在に至っています。

また、町で取得する予定の役場北側の非農用地6万6,993平方メートルを含む、合わせて10万762平方メートルにつきましては、令和4年3月定例会において財産の取得の議決をいただいたとおりで、今年度が支払いの最終年度となっています。町有地の利用計画の方針およびスケジュールにつきましては、ほ場整備事業が進捗したことにより各種課題に対応するため、令和9年度に事業計画を変更する必要性が出てきました。併せて、芳賀町都市計画マスタープランおよび芳賀町立地適正化計画の2つの計画の見直し令和9年度に予定されている現状を踏まえ、役場北側の非農用地の利用計画についても県をはじめとする関係機関との調整を考慮し、進めていく必要があります。

利用計画の方針につきましては、道の駅の拡大、観光農園、保健福祉センター、屋内遊び場、多目的広場などの整備について、現在、検討を進めているところです。